

産業廃棄物20種類 および 秀工業で処理できる7種類とその具体例

廃プラスチック類 / 金属くず / ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず / がれき類 / 紙くず※ / 木くず※ / 繊維くず※

産業廃棄物種類	内 容	例
1 燃えがら	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰カス、焼却残灰、炉清掃出物等	
2 汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	
3 廃油	鉱物性及び動植物性油脂に係るすべての廃油	
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う	
5 廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液。中和処理をした場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う	
6 廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール(発泡スチロールを含む)、廃ベークライト(プリント基盤等)、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材(タイル、断熱材、合成木材、防音材等)、合成繊維くず(ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む)、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす、合成ゴムくず等
7 ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムは廃プラスチック類)	
8 金属くず		鉄くず、空かん、古鉄・スクラップ、ブリキ、とたんくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切断くず、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす等
9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		1)ガラスくず：廃空ビン類、板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉 2)コンクリートくず：製造工程等で生じるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず、石膏ボードくず 3)陶磁器くず：土器くず、陶器くず、せっき器くず、磁器くず、レンガくず、耐熱レンガくず、せっこう型、タイルくず等
10 鉱さい		
11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材(専ら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く)	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、石類、瓦破片、その他これに類する各種廃材等
12 ばいじん	ばい煙発生施設・焼却施設等の集じん施設で集められたもの	
13 紙くず ※業種指定あり	1)建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) 2)パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行)に係るもの 3)出版業(印刷出版を行う者に限る)に係るもの 4)製本業及び印刷物加工業に係るもの 5)PCBが塗布され、又は染みこんだもの	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等
14 木くず ※業種指定あり	1)建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) 2)木材又は木製品製造業 (家具の製造業を含む)に係るもの 3)パルプ製造業 4)輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの 5)貨物の流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)に係るもの (注:木製パレットは、排出事業者の業種限定はありません) 6)PCBが染みこんだもの	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材(工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む)、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、パーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ等
15 繊維くず ※業種指定あり	1)建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) 2)繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係る天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類) 3)PCBが染みこんだもの	木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等
16 ★動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 (魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物)	
17 ★動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	
18 ★動物のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿	
19 ★動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体	
20 法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	産業廃棄物を処理するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの	